

○東京都市町村議会議員の公務災害補償等に関する条例施行規則

(平成6年4月5日
規則第1号)

改正 平成 7年 3月27日規則第1号
平成 8年 2月15日規則第1号
平成 9年 3月26日規則第1号
平成10年 2月19日規則第1号
平成10年10月23日規則第2号
平成13年 2月19日規則第1号
平成15年 2月24日規則第1号
平成16年 2月20日規則第1号
平成17年 1月 7日規則第1号
平成18年 2月16日規則第1号
平成19年 2月 9日規則第1号
平成20年12月 3日規則第1号
平成21年 2月19日規則第1号
平成26年 1月27日規則第1号
平成31年 2月19日規則第1号
令和 2年 2月17日規則第1号
令和 2年 7月15日規則第2号
令和 4年 2月16日規則第1号

東京都市町村議会議員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年規則第1号）の全部を改正する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、東京都市町村議会議員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年条例第1号。以下「条例」という。）第1条の2第2項ただし書、第3条第8項、第7条ただし書、第9条の2、第14条、第18条第8項、第19条第2項、第21条の2第1項、第22条、附則第2条の4第1項から第3項まで及び附則第3条第1項から第

3項までの規定に基づき、公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の組織及び運営、補償の手続きその他条例の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で「組合」、「構成団体」、「議員」、「災害」、「補償」、「通勤」、「管理者」、「認定委員会」、「補償基礎額」、「福祉事業」、「被災議員」又は「審査会」とは、それぞれ条例第1条、第1条の2第1項、第3条第1項、第4条、第16条又は第18条第1項に規定する組合、構成団体、議員、災害、補償、通勤、管理者、認定委員会、補償基礎額、事業、被災議員又は審査会をいう。

(公務上の災害の範囲)

第2条の2 公務上の災害の範囲は、公務に起因する負傷、障害及び死亡並びに地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第1に掲げる疾病とする。

(通勤による災害の範囲)

第2条の3 通勤による災害の範囲は、通勤に起因する負傷、障害及び死亡並びに次に掲げる疾病とする。

- (1) 通勤による負傷に起因する疾病
- (2) 前号に掲げるもののほか、通勤に起因することが明らかな疾病
(就業の場所から勤務場所への移動等)

第2条の4 条例第1条の2第1項第2号の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動は、次に掲げる移動とする。

- (1) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動
- (2) 次に掲げる就業の場所から勤務場所への移動
 - ア 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第3条第1項の適用事業に係る就業の場所
 - イ その他勤務場所並びにアに掲げる就業の場所に類するもの

2 条例第1条の2第1項第2号の規則で定める議員に関する法令の規定に違反して就業している場合は、次に掲げる法令の規定に違反している場合とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2
- (2) 前号に掲げる法令の規定に類する法令の規定

(日常生活上必要な行為)

第2条の5 条例第1条の2第2項ただし書の日常生活上必要な行為であつて規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- (1) 日用品の購入その他これに準ずる行為
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であつて職業能力の向上に資するものを受ける行為
- (3) 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為
- (4) 選挙権の行使その他これに準ずる行為
- (5) 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、子、父母、配偶者の父母及び議員と同居している次に掲げる者の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）
 - ア 孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - イ 議員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者及び議員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者

(通知)

第3条 管理者は、構成団体の議員について、災害が公務又は通勤により生じたものであると認定したときは、すみやかに当該団体の議会の議長（以下「議会の議長」という。）を経て、補償を受けるべき者に別記第1号の様式により、条例第2条第2項の規定による通知をしなければならない。

2 管理者は、構成団体の議員について、災害が公務又は通勤により生じたものでないと認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、議会の議長を経て、被災議員又は被災議員の遺族にその旨を通知しなければならない。

- (1) 管理者の氏名
- (2) 被災議員の氏名
- (3) 災害発生年月日
- (4) 傷病名
- (5) 公務上又は通勤による災害でないと認定した理由

(認定委員会)

第4条 認定委員会は、委員長が招集する。

2 認定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

3 認定委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合においては、委員長は、

委員として議決に加わる権利を有する。

- 4 前項の場合において、可否同数のときは、委員長が決する。
- 5 委員長は、会議録を調製し、開会の日時及び場所、出席委員の氏名、議事の要領、議決した事項、その他必要と認める事項を記載しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、認定委員会に関し必要な事項は、認定委員会が定める。

第2章 補償及び福祉事業

(療養の方法)

第5条 療養補償たる療養は、管理者の指定する病院若しくは診療所若しくは薬局（以下「指定医療機関」という。）又は管理者の指定する訪問看護事業者（居宅を訪問することによる療養上の世話又は必要な診療の補助の事業を行う者をいう。以下同じ。）において行う。

(議員報酬その他の収入の一部を受けない場合における休業補償)

第6条 議員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため、公務その他の業務の全部について従事することができない場合において議員の受ける議員報酬その他の収入の額が補償基礎額の100分の60に相当する額に満たないときは当該満たない額に相当する額、公務の一部について従事することができない場合において議員の受ける議員報酬その他の収入の額が補償基礎額（当該療養の開始後1年6月を経過している場合において、条例第4条の3第1項の規定により管理者が最高限度額として定める額（以下この条において単に「最高限度額」という。）を補償基礎額とすることとされている場合にあつては、同項の規定の適用がないものとした場合における補償基礎額）に満たないときは当該満たない額（当該療養の開始後1年6月を経過している場合において、当該満たない額が最高限度額を超える場合にあつては、当該最高限度額）の100分の60に相当する額を休業補償として支給する。

(休業補償を行わない場合)

第6条の2 条例第7条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判

の執行のため監置場に留置されている場合

- (2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合

（介護補償に係る障害）

第6条の3 条例第9条の2の規則で定める障害は、介護を要する状態の区分に応じ、別表第2に定める障害とする。

（葬祭補償の額）

第6条の4 条例第14条に規定する規則で定める金額は、31万5千円に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。

（補償の請求方法）

第7条 補償（現に受けている補償の額の変更を含む。以下この条及び第9条において同じ。）を受けようとする者は、受けようとする補償の種類に応じ、別記第2号から別記第11号までの様式による補償の請求書を、議会の議長（議員が死亡し、又は離職した場合においては、その死亡又は離職の直前に属していた議会の議長）を経由して管理者に提出しなければならない。ただし、第5条に規定する指定医療機関又は訪問看護事業者において療養を受ける場合の療養補償については、この限りでない。

（遺族補償年金の請求の代表者）

第8条 遺族補償年金を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族補償年金の請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。ただし、世帯を異にする等やむを得ない事情のため、代表者を選任することができないときは、この限りでない。

- 2 遺族補償年金を受ける権利を有する者は、前項の規定により、代表者を選任し、又はその代表者を解任したときは、すみやかに議員の死亡の直前に属していた議会の議長を経て、書面でその旨を管理者に届け出なければならない。この場合には、あわせてその代表者を選任し、又は解任したことを証明することができる書類を提出しなければならない。

（補償の支給方法）

第9条 管理者は、補償の請求書を受領した場合には、これを審査し、補償に関する決定を行い、すみやかに議会の議長を経て、請求書に書面でその決定に関する通知をするとともに、補償を行わなければならない。

(所在不明による支給停止の申請等)

第10条 条例第15条において例によることとされる地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第35条第1項又は第2項の規定により遺族補償年金の支給の停止又は支給の停止の解除を申請する者は、別記第15号又は別記第16号の様式による申請書（遺族補償年金の支給停止の解除を申請する場合にあっては、これらの申請書及び年金証書）を議会の議長を経て、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請に基づき遺族補償年金の支給を停止し又は支給の停止を解除したときは、議会の議長を経て、当該申請を行った者にすみやかに書面でその旨を通知しなければならない。

(年金証書)

第11条 管理者は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の支給に関する通知をするときは、議会の議長を経て、当該補償を受けべき者に対し、あわせて別記第12号の様式による年金証書を交付しなければならない。

2 管理者は、すでに交付した年金証書の記載事項を変更する必要がある場合は、当該証書と引換えに新たな証書を交付しなければならない。

3 管理者は、必要があると認めるときは、年金証書の提出又は提示を求めることができる。

第12条 年金証書の交付を受けた者は、その証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、再交付の請求書に亡失の理由を明らかにすることができる書類又は損傷した証書を添えて、証書の再交付を議会の議長を経て、管理者に請求することができる。

2 年金証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した証書を発見したときは、すみやかにこれを議会の議長を経て、管理者に返納しなければならない。

第13条 年金証書の交付を受けた者又はその遺族は、当該証書に係る年金たる補償を受ける権利が消滅した場合には、遅滞なく、当該年金証書を議会の議長を経て、管理者に返納しなければならない。

(定期報告)

第14条 年金たる補償を受ける者は、毎年1回2月1日から同月末日までの間に、別記第13号から別記第14号までの様式により、その障害の現状又は遺族補償年金の支給額の算定の基礎となる遺族の現状に関する報告書を議会の議長を経て、管理者に提出しなければならない。ただし、管理者があらかじめその必要がないと認めて議会の議長を

経て、通知した場合は、この限りでない。

(届出)

第15条 年金たる補償を受ける者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を議会の議長を経、管理者に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更した場合
 - (2) 傷病補償年金を受ける者にあつては次に掲げる場合
 - ア その負傷又は疾病が治った場合
 - イ その障害の程度に変更があつた場合
 - (3) 障害補償年金を受ける者にあつては、その障害の程度に変更があつた場合
 - (4) 遺族補償年金を受ける者にあつては、次に掲げる場合
 - ア 条例第12条第1項(同項第1号を除く。)の規定により、その者の遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合
 - イ その者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の数に増減を生じた場合
 - ウ 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その妻が55歳に達したとき(条例第11条第1項第4号に規定する障害の状態にあるときを除く。)又は条例第11条第1項第4号に規定する障害の状態になり若しくはその事情がなくなったとき。(55歳以上であるときを除く。)
- 2 補償を受ける権利を有する者が死亡した場合には、その者の遺族は、遅滞なく、その旨を議会の議長を経、管理者に届け出なければならない。
- 3 前2項の届出をする場合には、その事実を証明することができる書類その他の資料を議会の議長を経、管理者に提出しなければならない。

(福祉事業の種類)

第16条 条例第16条第1項の福祉事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 外科後処置に関する事業
- (2) 補装具に関する事業
- (3) リハビリテーションに関する事業
- (4) アフターケアに関する事業
- (5) 休業援護金の支給
- (6) 在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業

- (7) 奨学援護金の支給
- (8) 就労保育援護金の支給
- (9) 傷病特別支給金の支給
- (10) 障害特別支給金の支給
- (11) 遺族特別支給金の支給遺族特別支給金の支給
- (12) 障害特別援護金の支給障害特別援護金の支給
- (13) 遺族特別援護金の支給遺族特別援護金の支給
- (14) 傷病特別給付金の支給傷病特別給付金の支給
- (15) 障害特別給付金の支給障害特別給付金の支給
- (16) 遺族特別給付金の支給遺族特別給付金の支給
- (17) 障害差額特別給付金の支給障害差額特別給付金の支給
- (18) 長期家族介護者援護金の支給長期家族介護者援護金の支給

2 条例第16条第2項の福祉事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 公務上の災害の防止に関する活動を行う団体に対する援助に関する事業
 - (2) 公務上の災害を防止する対策の調査研究に関する事業
 - (3) 公務上の災害を防止する対策の普及及び推進に関する事業
- (福祉事業の実施)

第17条 管理者は、福祉事業を行うに当たっては、その内容について別に定めるところによらなければならない。

(福祉事業の申請等)

第18条 条例第16条第1項の福祉事業を受けようとする者は、管理者の定めるところにより、申請書を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請書を受理したときは、速やかに申請者に対し、承認するかどうかを通知しなければならない。

第19条 削除

第3章 審査会

(審査会の招集等)

第20条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合においては、会長は、委員と

して議決に加わる権利を有する。

- 4 前項の場合において、可否同数のときは、会長が決する。
- 5 会長は、会議録を調製し、開会の日時及び場所、出席委員の氏名、議事の要領、議決した事項その他必要と認める事項を記載しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、審査会が定める。

(審査の申立て)

第21条 補償の実施について不服がある者が条例第17条第1項の規定により審査を申し立てようとするときは、これを書面でしなければならない。

- 2 前項の書面（以下「審査申立書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、審査を申し立てようとする者が記名して、正副2通を、書類、記録その他の資料を添えて議会の議長を経て、審査会に提出しなければならない。

- (1) 災害を受けた者の氏名、住所及び生年月日
- (2) 申立人が災害を受けた議員以外の者であるときは、その氏名、住所及び生年月日並びにその議員との続柄又は関係
- (3) 補償に関する組合の措置
- (4) 申立ての趣旨
- (5) 代理人を選任したときは、その者の氏名、住所及び職業
- (6) 請求の年月日

- 3 審査申立書の記載事項に変更を生じた場合には、請求者は、そのつど、その旨をすみやかに議会の議長を経て、審査会に届け出なければならない。

(審査の申立ての教示)

第21条の2 管理者は、条例又は本規則に基づく補償に関する通知をするときは、前条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

第4章 雑則

(第三者の行為による災害についての届出)

第22条 補償の原因である災害が第三者の行為によって生じたときは、補償を受けるべき者は、その事実、第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨）並びに被害の状況を遅滞なく、議会の議長を経て、管理者に届け出なければならない。

(旅費の支給)

第23条 条例第19条第1項の規定により出頭した者に対する旅費の支給については、

別に定めるところによる。

(通勤による災害に係る一部負担金)

第23条の2 条例第21条の2第1項に規定する規則で定める議員は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 第三者の加害行為によって通勤による災害を受けた者
- (2) 療養開始後3日以内に死亡した者
- (3) 休業補償を受けない者
- (4) 同一の通勤による災害に関し、既に一部負担金を払い込んだ者

2 条例第21条の2第1項に規定する規則で定める金額は、200円（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第2項に規定する日雇特例被保険者である議員にあっては、100円）とする。ただし、当該額が、現に療養に要した費用の総額又は休業補償の総額を超える場合には、それらの総額のうち小さい額（それらの総額が同じ額るときはその額）に相当する額とする。

(議会の議長の助力等)

第24条 補償を受けるべき者が、事故その他の理由により、みずから保障の請求その他の手続を行うことが困難である場合には、議会の議長は、その手続を行うことができるように助力しなければならない。

2 議会の議長は、補償を受けるべき者から補償を受けるために必要な証明を求められた場合には、すみやかに証明をしなければならない。

3 前2項の規定は、第16条第1項の福祉事業を受けようとする者について準用する。

(記録簿)

第25条 管理者は、災害補償記録簿及び福祉事業記録簿（別記第19号）並びに年金記録簿（別記20号）を備え、必要な事項を記入しなければならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第6条の4の規定による金額が補償基礎額の60日分に相当する金額に満たないときは、条例第14条に規定する規則で定める金額は、当分の間、第6条の4の規定にかかわらず、補償基礎額の60日分に相当する金額とする。

3 条例附則第2条の4第1項の規定による障害補償年金前払一時金の支給に係る申出は、障害補償年金の最初の支払に先立ってしなければならない。ただし、既に障害補償年金の支払があった場合であっても、管理者の行う当該傷害補償年金の支給の決定に関

する通知があった日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、当該申出をすることができる。

- 4 前項の申出は、同一の災害につき2回以上行うことができない。
- 5 障害補償年金前払一時金の額は、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ条例附則第2条の3の表の右欄に掲げる額（当該障害補償年金が、条例第15条において例によることとされる地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第29条第8項の規定によるものである場合（次項において「障害加重の場合」という。）にあっては、次項に定める額。以下「障害補償年金前払一時金の限度額」という。）又は障害補償年金前払一時金の限度額の範囲内で、補償基礎額の1200倍、1000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。ただし、附則第3項ただし書の規定による申出が行われた場合には、補償基礎額の1200倍、1000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうち、当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ障害補償年金前払一時金の限度額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。
- 6 障害加重の場合の障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。
 - (1) 加重前の障害の程度が条例別表第3に定める第7級以上の障害等級に該当する場合 加重後の障害等級に応じそれぞれ条例附則第2条の3の表の右欄に掲げる額から、加重前の障害等級に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額を差し引いた額
 - (2) 加重前の障害の程度が条例別表第3に定める第8級以下の障害等級に該当する場合 加重後の障害等級に応じそれぞれ条例附則第2条の3の表の右欄に掲げる額に、当該障害補償年金に係る地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）第27条の規定の例による金額を当該障害補償年金に係る加重後の障害の程度に応ずる条例第8条の規定による金額で除して得た数を乗じて得た額
- 7 障害補償年金は、附則第3項本文の規定による申出が行われた場合にあっては、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあっては、当該申出が行われた日）の属する月の翌月から、次に掲げる額の合計

額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

(1) 当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金に係る支払期月から1年を経過する月以前の各月（附則第3項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。）に支給されるべき障害補償年金の額

(2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によって疾病の発生が確定した日（以下「災害発生日」という。）における法定利率に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

8 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあつては、当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあつては、当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に災害発生日における法定利率に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

9 条例附則第3条第1項の規定による遺族補償年金前払一時金の支給に係る申出は、遺族補償年金の最初の支払に先立ってしなければならない。ただし、既に遺族補償年金の支払があつた場合であっても、管理者の行う当該遺族補償年金の支給の決定に関する通知があつた日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、当該申出をすることができる。

10 前項の申出は、同一の災害につき2回以上行うことができない。

11 第8条の規定は、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が2人以上あるときにおける遺族補償年金前払一時金の請求及び受領について準用する。

12 遺族補償年金前払一時金の額は、補償基礎額の1000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうち、当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補

償年金を受ける権利を有する遺族（前項の規定により代表者が選任された場合には、当該代表者。以下この項において同じ。）が選択した額とする。ただし、附則第9項ただし書の規定による申出が行われた場合には、補償基礎額の800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうち、補償基礎額の1000倍に相当する額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該遺族補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で当該遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が選択した額とする。

13 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が2人以上あるときは、遺族補償年金前払一時金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

14 遺族補償年金は、附則第9項本文の規定による申出が行われた場合にあつては、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日）の属する月（条例附則第4条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が附則第9項本文の規定による申出を行った場合にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る議員の死亡の時期に応じ条例附則第4条の2第2項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項及び附則第18項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月の翌月から、次に掲げる額の合計額（特例遺族補償年金受給権者が附則第9項本文の規定による申出を行った場合にあつては、支給停止解除年齢に達する月までの間に係る額を除く。）が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

（1） 当該遺族補償年金に係る遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金に係る支払期月（特例遺族補償年金受給権者が支給停止解除年齢に達する前に附則第9項本文の規定による申出を行った場合にあつては、当該特例遺族補償年金受給権者について条例附則第4条の2第4項本文の規定の適用がないものとした場合における当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の当該遺族補償年金に係る支給期月に当たる月。以下この項及び次項において同じ。）から1年を経過する月以前の各月（附則第9項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。）に支給されるべき遺族補償年金の額

(2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、災害発生の日における法定利率当該支払期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

15 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあっては、当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあっては、当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に災害発生の日における法定利率に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

16 管理者は、条例附則第2条の4第3項、附則第3条第3項及び附則第4条の2第4項の支給停止期間が満了したときは、速やかに当該支給停止に係る障害補償年金又は遺族補償年金を受ける権利を有する者に対して、その旨を通知しなければならない。

17 年金たる補償を受ける者は、当該補償の事由となった障害又は死亡について条例附則第5条に掲げる年金たる給付が支給されることとなった場合、その給付の額が変更された場合又はその支給を受けられなくなった場合には、その事実を明らかにすることができる書類を添えて、すみやかにその旨を議会の議長を経て、管理者に届け出なければならない。

18 第14条及び第15条の規定は、条例附則第4条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族で支給停止解除年齢に達しないものがある場合について準用する。この場合において第14条中「受ける者」とあるのは「受ける権利を有する者」と、「基礎となる遺族」とあるのは「基礎となる遺族(条例附則第4条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって、当該遺族補償年金に係る議員の死亡の時期に応じ、同項の表の右欄に掲げる年齢に達しないものを含む。)」と、第15条第1項中「受ける者」とあるのは「受ける権利を有する者」と読み替えるものとする。

附 則 (平成7年3月27日規則第1号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都市町村議会議員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第5条、第7条、別記第2号及び別記第3号の規定は、平成6年10月1日から適用する。
- 3 新規則第6条の3の規定は、平成6年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 4 平成6年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この規則による改正前の東京都市町村議会議員の公務災害補償等に関する条例施行規則第6条の3の規定による金額により支給されたもの又は附則第3項の規定による金額により支給されたもの（その額が56万円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第6条の3の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

附 則（平成8年2月15日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成7年8月1日から適用する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行し、同条の規定による改正後の東京都市町村議会議員の公務災害補償等に関する条例施行規則は、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成9年3月26日規則第1号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。ただし、改正後の東京都市町村議会議員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第6条の4の規定は、平成8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 2 平成8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の東京都市町村議会議員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第6条の4の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第2項の規定による金額により支給されたもの（その額が59万円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第6条の4の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

附 則（平成10年2月19日規則第1号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都市町村議会議員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、平成9年10月16日から適用する。

附 則（平成10年10月23日規則第2号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東京都市町村議会議員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第6条の2の規定は、平成10年4月1日から適用する。
- 3 新規則第6条の4の規定は、平成10年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 4 平成10年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の東京都市町村議会議員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第6条の4の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第2項の規定による金額により支給されたもの（その額が61万円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第6条の4の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

附 則（平成13年2月19日規則第1号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東京都市町村議会議員の公務災害補償等に関する条例施行規則第6条の4の規定は、平成12年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

附 則（平成15年2月24日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年2月20日規則第1号）

- この規則は、公布の日から施行し、別記第12号の改正規定を除き、平成15年10月1日から適用する。

附 則（平成17年1月7日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成18年2月16日規則第1号）

この規則は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年2月9日規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。ただし、第6条の2第1号中の改正は、平成18年5月24日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の東京都町村議会議員の公務災害補償等に関する条例施行規則第16条第1項各号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行うべき事由が生じた福祉事業について適用し、施行日前に行うべき事由が生じた福祉事業については、なお従前の例による。

附 則（平成20年12月3日規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 東京都町村議会議員の公務災害補償等に関する条例施行規則第2条の5の規定は、平成20年4月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

附 則（平成21年2月19日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則（平成26年1月27日規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月19日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年2月17日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年7月15日 規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則の適用日前の東京都市町村議会議員の公務災害補償等に関する条例施行規則附則第7項及び第8項の規定による障害補償年金の支給停止並びに同規則附則第14項及び第15項の規定による遺族補償年金の支給停止については、なお従前の例による。

附 則（令和4年2月16日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1 削除

別表第2 (第6条の3関係)

介護を要する状態の区分	障 害
常時介護を要する状態	<ol style="list-style-type: none">1 神経系統の機能又は精神の著しい障害であつて、その程度が常に介護を要するもの2 胸腹部臓器の機能の著しい障害であつて、その程度が常に介護を要するもの3 前2号に掲げるもののほか、条例別表第2に定める第1級に該当する障害であつて前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は条例別表第3に定める第1級に該当する障害であつて前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの
随時介護を要する状態	<ol style="list-style-type: none">1 神経系統の機能又は精神の著しい障害であつて、その程度が随時介護を要するもの2 胸腹部臓器の機能の著しい障害であつて、その程度が随時介護を要するもの3 条例別表第2に定める第1級に該当する障害であつて前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は条例別表第3に定める第1級に該当する障害であつて前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの

附録

議員の公務災害補償等条例施行規則に基づく別記様式一覧

様式 番号	名 称	様式 番号	名 称
1	公務災害補償通知書 (通勤災害補償通知書)	10	葬祭補償請求書
2	療養の給付請求書	11	未支給の補償請求書
3	療養補償請求書	12	年金証書
4	休業補償請求書	13	障害の現状報告書(傷病補償年金)
4の2	傷病補償年金請求書	13の 2	障害の現状報告書(障害補償年金)
4の3	傷病補償年金変更請求書	14	遺族の現状報告書
5	障害補償年金(一時金)請求書	15	遺族補償年金支給停止申請書
6	障害補償変更請求書	16	遺族補償年金支給停止解除申請書
6の2	介護補償請求書	17及び 18	削除
7	遺族補償年金請求書	19	災害補償記録簿及び福祉事業記録簿
8	遺族補償年金前払一時金請求書	20	年金記録簿
9	遺族補償一時金請求書		
(参考) 公務災害発生報告書			

別記第1号

市町村議会議員災害補償
公務災害補償通知書
(通勤災害補償通知書)

年 月 日

殿

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合

管理者



公務災害（通勤災害）の補償の通知について

東京都市町村議会議員の公務災害補償等条例の規定により、下記の災害は、公務災害（通勤災害）と認定し、補償を実施するので、通知します。

記

- 1 被災議員の所属議会
- 2 被災議員の氏名
- 3 災害発生年月日
- 4 傷病名

別記第2号

市町村議会議員災害補償
療養の給付請求書

認定番号	
東京都市町村議会議員公務災害補償等組合	請求年月日 年 月 日
管理者 殿 下記の指定医療機関等における療養の給付を請求します。	請求者の住所 氏 名
1 構成団体名	
2 氏名	3 負傷または発病年月日
年 月 日生	年 月 日
4 療養を受けようとする指定医療機関等	住 所
	名 称

別記第3号

市町村議会議員災害補償
療養補償請求書

		請求回数	第	回
東京都市町村議会議員公務災害補償等組合		請求年月日 年 月 日		
管理者 _____ 殿		請求者の住所 _____		
下記の療養補償を請求します。		氏 名 _____		
補受 償領 費委 用任 の	この請求書による療養補償の費用の受領を _____ に委任します。 氏 名 _____			
	上記委任に基づき、この請求書による療養補償の支払を請求します。 支払請求者の住所 _____ 氏 名 _____			
1 構成団体名				
2 氏 名 _____		3 負傷または発病年月日 _____ 年 月 日		
4 診 療 費 内訳は「医師の証明」欄記載のとおり				円
5 看 護 料	<input type="checkbox"/> 訪問看護	内訳は「※12 訪問看護事業者の証明」欄記載のとおり		円
	<input type="checkbox"/> 看護婦 <input type="checkbox"/> 附添婦 <input type="checkbox"/> その他	_____ 年 月 日から _____ 日間		円
		_____ 年 月 日まで		円
6 移 送 費	交通費 _____ <input type="checkbox"/> 片道 から _____ まで キロメートル <input type="checkbox"/> 往復 _____ 回			円
	その他の移送費			円
7 上記以外の療養費				円
8 療養補償請求金額				円
9 添付する書類その他の資料名 _____				

10 送金希望の場合	金融機関	銀行	支店
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通預金	<input type="checkbox"/> 当座預金
	口座番号		
	口座名義	カナ	
漢字			

※受 理	年 月 日
※決 定	年 月 日
※支 払	年 月 日
※決定金額	円

※11 医師の証明						
(傷病名)	診療費の内訳			1点単位	円	
	項目内訳と記入欄			金額(円)		
	診 察	初 診				
		再 診				
		往 診				
療 養 指 導						
(傷病の経過)	投 薬	内 用	普通薬	(薬名および使用量)		
			特殊薬			
		外 用	(種類)			
	注 射	(種類)		(回数等)		
	処 置	(処置名)		(回数等)		
	手 術	(手術名)		(回数等) (施行年月日)		
				年 月 日		
	検 査	(検査名)		(回数等)		
	レ ン ト ゲ ン	透 視 診 断		(フィルムの大きさ枚数等)		
		写 真 診 断				
撮 影						
(現在の状態) 年 月 日 <input type="checkbox"/> 治ゆ <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 継続中 <input type="checkbox"/> 転医	理 療	(療法名)	(回数等)			
	学 法					
(診察期間) 年 月 日から 年 月 日まで 日間 診療日数 日	入 院	入 院 期 間		年 月 日から 年 月 日まで		
		看 護		<input type="checkbox"/> 1類 <input type="checkbox"/> 2類 <input type="checkbox"/> 3類		
		給 食		<input type="checkbox"/> 基準給食 <input type="checkbox"/> 普通給食 <input type="checkbox"/> 無		
		寝 具 そ の 他				
		診 療 費 の 合 計			円	
上記の事項と相違ないことを証明します。 年 月 日 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="padding-left: 5px;"> 所在地 名称 医師氏名 </td> </tr> </table>					}	所在地 名称 医師氏名
}	所在地 名称 医師氏名					

※12 訪問看護事業者の証明			
傷病名		(患者氏名)	
傷病の経過		(訪問看護期間) 年 月 日から 年 月 日まで 訪問看護の回数 回	
基本療養費	保健婦、看護婦、看護師、理学療法士、作業療法士 円× 回 円	指示年月日 年 月 日	主治医への直近報告年月日 年 月 日
	准看護婦、准看護師 円× 回 円	訪問日	
		1 2 3 4 5 6 7	8 9 10 11 12 13 14
		15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
		29 30 31	
管理療養費	初日 円 2日目以降 円		
情報提供療養費		提供した情報の概要	
		情報提供先の市区町村名	
ターミナルケア療養費	死亡年月日 年 月 日	(備考)	
合計	円		
訪問看護の指示を受けた医療機関の名称及び主治医の氏名 医療機関の名称 主治医氏名			
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 所在地 訪問看護事業者の名称 代表者氏名			

別記第4号

市町村議会議員災害補償
休業補償請求書

請求回数	第 回
------	-----

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合 管理者 殿 下記の休業補償を請求します。		請求年月日						
		請求者の住所 氏名						
1 構成団体名								
2 氏名		3 負傷または発病年月日						
年 月 日生		年 月 日						
4 請求日数		年 月 日から 年 月 日まで のうち 日						
		<table border="0"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 2em;">{</td> <td>全部休業日数</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>一部休業日数</td> <td>日</td> </tr> </table>		{	全部休業日数	日	一部休業日数	日
{	全部休業日数	日						
	一部休業日数	日						
5 一部休業した日に得ることができた議員報酬その他の収入の額								
(1) 議員報酬の総額		円						
(2) その他の収入の総額		円						
6 ※所属議会の議長の証明	4および5の(1)については、上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 議会 議長 印							
7 休業補償金額の計算	全部休業日数のみの場合	$\text{(補償基礎額)} \times \text{(請求日数)} \times \frac{60}{100} - \text{(全部休業した日に支払われた議員報酬その他の収入総額)} = \text{円}$						
	一部休業日数のある場合	$\text{(補償基礎額)} \times \text{(請求日数)} - \text{(一部休業した日に支払われた議員報酬その他の収入総額)} \times \frac{60}{100} = \text{円}$						
8 休業補償請求金額			円					
9 厚生年金保険法等の適用関係 <input type="checkbox"/> の被保険者である。 <input type="checkbox"/> 被保険者でない								
10 ※医師の証明	傷病名		現在の状態 年 月 日 <input type="checkbox"/> 治ゆ <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 継続中 <input type="checkbox"/> 転医					
	請求日数のうち療養のため勤務することができなかつたと認められる日数 年 月 日から 年 月 日まで のうち 日		勤務することができなかつたと認められる理由					
	上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 医療機関の { 所在地 名称 医師氏名							
11 添付する書類その他の資料名								

12 送金希 望の場 合	振 込 先		銀行	支店	※ 受 理	年 月 日
	預 金 科 目		<input type="checkbox"/> 普通預金	<input type="checkbox"/> 当座預金	※ 決 定	年 月 日
	振込 口座	住所			※ 支 払	年 月 日
		氏名			※決定金額	円

[注意事項]

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「4 請求日数」の欄には、東京都市町村議会議員の公務災害補償等に関する条例第7条ただし書き及び同条例施行規則第6条の2に該当する日がある場合は、当該日数を控除した日数を記入すること。
- 3 「※10 医師の証明」の欄には、入院中の場合のように、すでに療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときは、この請求書において重ねて医師の証明を求めて、記入する必要はないこと。
- 4 「9 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、請求する休業補償と同一の事由により条例附則第5条第2項の表の左欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□の被保険者である。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第2項の表の左欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

別記第4号の2

市町村議会議員災害補償
傷病補償年金請求書

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合 管理者.....殿 下記の傷病補償年金を請求します。		請求年月日 年 月 日	
		請求者の 住所..... 氏名.....	
1 被災 議員 に関 する 事項	構成団体名		
	氏名 年 月 日生 (歳)		
	負傷又は発 病の年月日 年 月 日	傷病等級 該当年月日 年 月 日	
2 傷病の名称、部位及びその状態			
3 既存障害とその程度			
4 日常生活の状態			
5 傷病等級	第 級 号		
6 傷病補償年金請 求金額	(補償基礎額) × (倍数) = 円 円		
7 厚生年金保険法 等の適用関係	<input type="checkbox"/>の被保険者である。 <input type="checkbox"/> 被保険者でない。		

8 送金希望の 場合	口座振替	振込先金融 機 関 名	銀行 支店	※受 理	年 月 日
		<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金		※決定金額	条例第10条の制限 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		口座番号			
	預金名義者		※通 知	年 月 日	
	送金小切手	振込先金融 機 関 名	銀行 支店	※年金証書 の 番 号	第 号
そ の 他			※支給開始 年 月 日	年 月 日	

[注意事項] 裏面参照

[注意事項]

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「7 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、請求する傷病補償年金と同一の事由により条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□ の被保険者である。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

別記第4号の3

市 町 村 議 会 議 員 災 害 補 償
傷 病 補 償 年 金 変 更 請 求 書

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合		請求年月日	年	月	日
管理者.....殿		請求者の年金 証書の番号	第	号	
下記のとおり傷病補償年金の変更を 請求します。		住 所		
		氏 名		
1 現在受けている傷病補償年金の傷病等級	第				級
2 現在受けている傷病補償年金の支給が開始された年月			年		月
3 障害の程度に変更があった年月日			年	月	日
4 変更後の障害の部位及びその程度					(第 級)
5 変更後の傷病補償年金請求額	(補償基礎額)		(倍数)	=	円
	円	×			円

※ 受 理	年 月 日	※ 通 知	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 不変更
※ 変更後の傷病等級	第 級		年 月 日
※ 決定金額	円	※ 支給開始年月日	年 月 日

別記第5号

市 町 村 議 会 議 員 災 害 補 償
障 害 補 償 年 金 請 求 書
一 時 金

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合		請求年月日 年 月 日	
管理者 _____ 殿		請求者の住所 _____	
下記の障害補償を請求します。		氏 名 _____	
1 構成団体名			
2 氏名		4 治ゆ年月日	
年 月 日生		年 月 日	
3 負傷または発病年月日			
年 月 日			
5 障害の部位およびその程度			
6 既存障害とその程度			
7 障害等級		第 級 号	
8 障害補償請求金額		<input type="checkbox"/> 年金 (補償基礎額) (倍数) = 円 <input type="checkbox"/> 一時金 × = 円	
9 厚生年金保険法等の適用		<input type="checkbox"/> _____ の被保険者である。 <input type="checkbox"/> 被保険者でない。	
10 添付する書類、その他の資料名			

11 送金希望の場合	振 込 先		銀行	支店
	預 金 科 目		<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	
	振 込 口 座	住 所		
		氏 名		

※ 受 理	年 月 日
※ 決 定	年 月 日
※ 支 払 (一時金の場合)	年 月 日
※ 障 害 等 級	第 級 号
※ 年 金 証 書 の 番 号	第 号
※ 支 給 開 始 年 月	年 月
※ 決 定 金 額	<input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 一時金 円

[注意事項] 裏面参照

[注意事項]

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「6 既存障害とその程度」の欄には、新たな既存の障害の程度を加重した場合のみ記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当等級を明記すること。
- 3 「9 厚生年金保険法等の適用」の欄には、請求する障害補償年金と同一の事由により条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□の被保険者である。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

別記第6号

市 町 村 議 会 議 員 災 害 補 償
障 害 補 償 変 更 請 求 書

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合		請求年月日		年	月	日
管理者 _____ 殿		請求者の年金 証書の番号 _____				
下記のとおり障害補償の変更を請求 します。		住 所 _____				
		氏 名 _____				
1 現在受けている障 害年金の障害等級		第 _____ 級				
2 現在受けている障 害年金の支給が開始 された年月		年 月				
3 障害の程度に変更 があった年月日		年 月 日				
4 障害の部位および その程度		(第 _____ 級)				
5 変更後 の障害補 償請求金 額	年 金	(補償基礎額)	×	(倍数)	=	円
	一時金	(補償基礎額)	×	(倍数)	=	円
6 添付する書類その 他の資料名						
※ 受 理	年 月 日	※ 決 定		年 月 日		
※ 支 払	年 月 日			<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 不変更		
※ 変更後の 障害等級	第 _____ 級	号	※ 決定金額	円		

別記第6号の2

介護補償請求書

請求回数 第 回

東京都町村議会議員公務災害補償等組合	請求年月日 年 月 日
管理者 殿 下記の介護補償を請求します。	請求者の住所 ふりがな 氏 名

1 被災 議員 に関 する 事項	構成団体名	職 名
	氏 名 年 月 日生 (歳)	
	負傷又は発病の年月日 年 月 日	

2	傷病等級又は障害等級	<input type="checkbox"/> 傷病等級 (第 級 号) <input type="checkbox"/> 障害等級 (第 級 号)	3	年金証書の番号	第 号
---	------------	--	---	---------	-----

4	介護を要する状態の常時又は随時の別	<input type="checkbox"/> 常時介護を要する状態 <input type="checkbox"/> 随時介護を要する状態
---	-------------------	---

5 請求 金額 等	請求対象年月	介護費用を支出せずに介護を受けた日の有無	介護費用として支出した額	請求月額
	年 月	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	円	円
	年 月	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	円	円
	年 月	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	円	円
介護補償請求金額 (請求月額の合計)				円

6	介護を受けた場所	<input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 病院・施設等 (名称:) 入院・入所期間 (年 月 日 ~ 年 月 日)
---	----------	--

7 介護 に従 事し た者	氏 名	請求者との続柄又は関係	請求者が介護を受けた期間
			年 月 日 ~ 年 月 日
			年 月 日 ~ 年 月 日
			年 月 日 ~ 年 月 日

8 送金 希望 の場 合	振込み	振込先金融機関名	銀行 支店	※受理	年 月 日
		<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金		※決定金額	円
		口座番号			
	預金名義者		※通知	年 月 日	
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行 支店	※支払	年 月 日
その他					

[注意事項] 裏面参照

[注意事項]

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 2 「5 請求金額等」の欄の「請求対象年月」、「介護費用を支出せずに介護を受けた日の有無」、「介護費用として支出した額」、「請求月額」の項には、一の月ごとに記入すること。なお、当該欄が不足する場合には、別葉にしても差し支えないこと。
- 3 「7 介護に従事した者」の欄には、介護費用を支出せずに介護を受けた日がある場合に当該介護を行った者について記入すること。なお、当該欄が不足する場合には、別葉にしても差し支えないこと。
- 4 この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 障害を有することに伴う日常生活の状態に関する医師又は歯科医師の診断書（ただし、第2回目以後の請求において介護を要する状態の常時又は随時の別に変更がない場合には、省略することができるものであること。）
 - (2) 介護補償を受けようとする期間における介護の事実並びに当該介護に従事した者の氏名及び請求者との続柄又は関係を記載した書類（ただし、第2回目以後の請求において一の月に介護費用を支出せず介護を受けた日があり当該介護を行う者が前回の請求における介護費用請求書に記載された者と変更がない場合で、当該月に係る介護補償の請求額が 円（随時介護を要する状態にあるときは 円）である月があるときには、その月に係る当該書類の添付を省略することができるものであること。）
 - (3) 介護費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護を受けた年月日及び時間並びに当該介護費用として一の月に支出した額を証明することができる書類（ただし、第2回目以後の請求において一の月に介護費用を支出せず介護を受けた日がある場合で、当該月に係る介護補償の請求月額が 円（随時介護を要する状態にあるときは 円）である月があるときには、その月に係る当該書類の添付を省略することができるものであること。）

別記第7号

市 町 村 議 会 議 員 災 害 補 償
遺 族 補 償 年 金 請 求 書

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合		請求年月日		年 月 日	
管理者 _____ 殿		請求者 (代表者) の 住 所 _____			
下記の遺族補償年金を請求します。		氏 名 _____			
		議員との続柄 _____			
1 死亡議員に関する事項	構成団体名				
	氏 名 _____				
	年 月 日生 _____				
	死亡年月日 _____ 年 月 日				
厚生年金保険等の適用		<input type="checkbox"/> _____ の被保険者であった。 <input type="checkbox"/> 被保険者であった。			
2 請求の事由		<input type="checkbox"/> 議員の死亡 <input type="checkbox"/> 先順位者の失権 <input type="checkbox"/> 胎児であった子の出生 <input type="checkbox"/> 先順位者の所在不明			
3 請求者および遺族補償年金を受けることができる遺族	氏 名	生年月日	住 所	死亡議員との続柄	備 考
4 既に遺族補償年金を受けているもの	氏 名	生年月日	住 所	死亡議員との続柄	備 考
5 遺族補償年金請求年額の計算		(補償基礎額) × (乗すべき数) × $\frac{1}{(\text{受給権者の数})} =$ 円			
6 遺族補償年金請求金額		請求者が1人の場合または代表者を選任しない場合		円	
		代表者を選任した場合		$(5\text{の請求年額}) \times (\text{受給権者の数}) =$ 円	
7 厚生年金保険法等の適用関係		<input type="checkbox"/> _____ の被保険者であった。 <input type="checkbox"/> 被保険者ではなかった。			
8 添付する書類その他の資料名					
9 送金希望の場合	振込先	銀行		支店	
	預金科目	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金		※ 受 理 _____ 年 月 日 ※ 決 定 _____ 年 月 日	
	払込住所	※ 年金証書の番号 第 _____ 号 ※ 支給開始年月 _____ 年 月			
	口座氏名	※ 決定金額 _____ 円 <input type="checkbox"/> 請求者1人の場合または代表者を選任しない場合 <input type="checkbox"/> 代表者を選任した場合			

[注意事項] 裏面参照

[注意事項]

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「3 請求者および遺族補償年金を受けることができる遺族」の欄の備考には、その者が請求者であるときは〔請〕、その者が代表者であるときは〔代〕、その者が障害等級第7級以上の障害の状態にあるときは〔障〕、また、その者が請求者と生計を同じくしているときは〔生〕と記入すること。
- 3 「4 既に遺族補償年金を受けているもの」の欄には、「2 請求の事由」の欄の記入が「□議員の死亡」以外の場合に記入すること。
- 4 「7 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、死亡議員又は請求者が条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□ の被保険者であった。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。
- 5 この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この請求書の提出前に、当該議員の死亡について遺族補償年金の給付が行われていたときは、次の(1)、(3)、及び(8)に掲げる書類の添付は必要ないこと。
 - (1) 議員の死亡診断書、死体検案書、検視調書、その他議員の死亡の事実及びその死亡が公務又は通勤により生じたものであることを証明する書類又はその写
 - (2) 請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族の氏名、本籍及び死亡議員との続柄に関する市区町村長の発行する証明書（戸籍の謄本又は抄本でもよい。）
 - (3) 請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が議員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類
 - (4) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、議員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類
 - (5) 請求者が妻一人で、障害等級第7級以上の障害の状態にあるとき（55歳以上の場合を除く。）は、その者が議員の死亡の時以後当該障害の状態にあったこと及び当該障害の状態が生じ、又はその事情がなくなった時を証明する医師の診断書その他の書類
 - (6) 請求者（前号を除く。）又は請求書以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が障害等級第7級以上の障害の状態にあるときは、その者が議員の死亡の当時から引き続きその障害の状態にあることを証明する医師の診断書その他の書類
 - (7) 請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が請求者と生計を同じくしているときは、その事実を認めることのできる書類
 - (8) 災害が第三者の行為によって生じたものであるときは、その事実、第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨）を記載した書類
 - (9) 請求者が2人以上ある場合で代表者を選任したときは、代表者以外の請求者の同意書等そのものが代表者であることを認めることのできる書類また、代表者を選任しないときは、その理由を記載した書類

別記第8号

市 町 村 議 会 議 員 災 害 補 償
遺 族 補 償 年 金 前 払 一 時 金 請 求 書

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合		請求年月日 年 月 日	
管理者 殿		請求者(代表者) の 住 所	
下記の遺族補償年金前払一時金を請求します。		氏 名	
		死亡議員との続柄	
1 遺族補償年金前払一時金請求金額の計算	(補償基礎額) 円 ×	(倍数) × $\frac{1}{(\text{受給権者の数})}$ =	円
2 遺族補償年金前払一時金請求額	受給権者が1人の場合又は代表者を選任しない場合		円
	代表者を選任した場合	(1の計算額) 円 × (受給権者の数) =	円
3 遺族補償年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る遺族補償年金の額	年 月分から 年 月分まで		円
4 補償基礎額の1000倍に相当する額から3の額を差し引いた額			円
5 条例第3条第2項による通知を受けた年月日	年 月 日		

6 送金希望の場合	口座振替	振込先金融機関名 銀行 支	※受 理	年 月 日
		<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	※決定金額	□受給権者が1人の場合 又は代表者を選任しない場合 □代表者を選任した場合 円
		口座番号		
	預金名義者			
送金小切手	振込先金融機関名 銀行 支	※通 知	年 月 日	
その他		※支 払	年 月 日	
		※年金証書の番号	第 号	

別記第9号

市 町 村 議 会 議 員 災 害 補 償
遺 族 補 償 一 時 金 請 求 書

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合 管理者 殿 下記の遺族補償一時金を請求します。		請求年月日 年 月 日 請求者の住所 氏 名 議員との続柄 または関係			
1 死亡 議員 に関 する 事項	構成団体名				
	氏 名 年 月 日生				
	死亡年月日 年 月 日				
2 遺族 補償 一時 金請 求額 の計 算	受給権者の氏名	生年月日	死亡議員との続柄または関係	(補償基礎額) (支給率) (支給された年金額の総計) $(\quad \times 400 \times \frac{\quad}{100} - \quad)$ $\frac{1}{\quad} \times (\text{受給権者の数}) = \quad$ 円	
	遺族補償 年金が支 給されて いた場合	年金の受給権者であった者の氏名	年金証書の番号	支給された年金額の合計	円
				円	
				円	
総 計			円		
3 遺族補償一時金請求額		円			
4 添付する書類その他の資料名					
5 送金 希望 の場 合	振 込 先	銀行	支店	※受 理	年 月 日
	預 金 科 目	<input type="checkbox"/> 普通預金	<input type="checkbox"/> 当座預金	※決 定	年 月 日
	振込 口座	住所		※支 払	年 月 日
		氏名		※決定金額	円

別記第 10 号

市 町 村 議 会 議 員 災 害 補 償
葬 祭 補 償 請 求 書

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合		請求年月日 年 月 日	
管理者 殿		請求者の住所	
下記の葬祭補償を請求します。		氏 名	
		死亡議員との続柄又は関係	
1 死亡 議 員 に 関 する 事 項	構成団体名		
	氏 名		
	負傷又は発病の年月日 年 月 日	死 亡 年 月 日	年 月 日生
2 葬 祭 補 償 請 求 金 額 の 計 算	(A) (補償基礎額) 315,000 + 円 × 30 = 円		
	(B) (補償基礎額) 円 × 60 = 円		
	(C) (A)、(B)のうち高い金額 <input type="checkbox"/> (A) <input type="checkbox"/> (B)		
3 葬祭補償請求金額			円

4 送 金 希 望 の 場 合	口座振替	振込先金融機関名 店	銀行 支	※受 理	年 月 日
		<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金		※決定金額	円
		口座番号			
	送金小切手	預金名義者		※通 知	年 月 日
		振込先金融機関名 店	銀行 支	※支 払	年 月 日
そ の 他				年 月 日	

別記第 11 号

市 町 村 議 会 議 員 災 害 補 償
未 支 給 の 補 償 請 求 書

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合 管理者 殿 下記の未支給の補償の支給を請求します。		請求年月日 年 月 日 請求者の住所 氏 名 死亡した受給 権者との続柄				
1	死亡した 受給権者	氏 名				
		死亡年月日	年 月 日			
2	未支給の補償の種類	(年金たる補償のときは) 第 号 (年金証書の番号)				
3	未支給の補償請求額		円			
4	添付する書類その他 の資料名					
5 送金希望 の場合	振込先	銀行	支店	※受 理	年 月 日	
	預金科目	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金		※決 定	年 月 日	
	振込口座	住 所			※支 払	年 月 日
		氏 名			※決定金額	円

別記第 12 号

	<p style="text-align: right;">第 _____ 号</p> <p style="text-align: center;">市町村議会議員災害補償 年 金 証 書</p>
--	--

(4)

(1)

<p>受給権者の氏名 _____ _____ 年 月 日生</p> <p>補償の種類 _____</p> <p>支給開始年月 _____ 年 月 日</p> <p>東京都市町村議会議員の公務災害補償等に関する条例の規定により上記のとおり支給します。</p> <p>東京都市町村議会議員公務災害補償等組合</p> <p>管理者 印</p>	<p style="text-align: center;">〔 注 意 事 項 〕</p> <p style="text-align: center;">(別記のとおり)</p>
---	--

(2)

(3)

[注意事項] 裏面参照

[注意事項]

- 1 この証書は、東京都市町村議会議員の公務災害補償等に関する条例（以下「条例」という。）によって傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから大切に保管してください。
- 2 この補償は、毎年2月、4月、6月、8月、10月又は12月に、それぞれの前月までの分を支払います。なお、損害賠償を受けたときは、その限度で年金が支払われないこととなりますので、詳細は管理者にお問合せ下さい。
- 3 次の場合に該当することとなったときは、速やかにその事実を証明する書類を添えてその旨を管理者に届け出てください。
 - (1) 氏名又は住所を変更した場合
 - (2) この年金と同一の事由によって、昭和61年3月以前から支給され、かつ、現に支給されている旧船員保険法、旧厚生年金保険法若しくは旧国民年金保険法の規定による年金の額が変更された場合若しくはその支給を受けられなくなった場合又は厚生年金保険法若しくは国民年金保険法の規定による年金の支給を受けることとなった場合、その額が変更された場合若しくはその支給を受けられなくなった場合
 - (3) 傷病補償年金においては、その傷病等級に変更のあった場合
 - (4) 障害補償年金においては、その障害等級に変更のあった場合
 - (5) 遺族補償年金においては、その算定の基礎となる遺族の数に増減を生じた場合
 - (6) 遺族補償年金で受給権者が妻一人だけの場合において、その妻が55歳に達したとき（条例別表第3の障害等級表の第7級以上の障害の状態にあるときを除く。）
 - (7) 遺族補償年金で受給権者が妻一人だけの場合において、その妻が条例別表第3の障害等級表の第7級以上の障害の状態になり、又はその状態でなくなるとき（55歳以上であるときを除く。）
- 4 この補償を受ける権利を譲り渡したり、担保に供したりすることはできません。また、差押えを受けることもありません。
- 5 年金受給権者（遺族補償年金の場合にあっては被災議員の妻であったものに限る。）が、銀行等の金融機関の少額預金の利子所得等の非課税取扱いを受けようとする場合は、年金証書の金融機関の営業所等に提示することにより非課税の取扱いが認められます。
- 6 この請求書を亡失したり、著しく損傷したりしたときは再交付を管理者に請求してください。また、証書の記載事項に変更を生じた場合は、この証書と引換えに新しい証書

を交付します。

- 7 あらかじめ管理者からその必要がないと通知された場合を除き、毎年2月1日から同月末日までの間に、管理者に対し障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。
- 8 この年金を受ける権利を失った場合は、この証書を管理者に返納してください。年金を受ける権利を失う場合は、次のいずれかに該当する場合です。
 - (1) 傷病補償年金の場合
 - ア 受給権者が死亡した場合
 - イ 条例別表第2の傷病等級に該当しなくなった場合
 - (2) 障害補償年金の場合
 - ア 受給権者が死亡した場合
 - イ 条例別表第3の障害等級表の第7級以上に該当しなくなった場合
 - (3) 遺族補償年金の場合
 - ア 受給権者が死亡した場合
 - イ 受給権者が婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をした場合
 - ウ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組と同様の事情にある者を含む。）となった場合
 - エ 離縁によって、死亡した議員との親族関係が終了した場合
 - オ 受給権者が死亡した議員の子、孫又は兄弟姉妹であるときは、その者が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した場合（その者が議員の死亡の時から引き続き条例別表第3の障害等級表の第7級以上の障害の状態にある場合を除く。）
 - カ 条例別表第3の障害等級表の第7級以上の障害の状態にあることにより受給権者となっている者がその状態でなくなった場合
- 9 管理者又は公務災害補償等審査会から報告又は出頭を求められたとき、その報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、出頭せず又は医師の診断を拒んだ者は、条例第23条の規定により、20万円以下の罰金に処せられます。

別記第 13 号

市 町 村 議 会 議 員 災 害 補 償
障 害 の 現 状 報 告 書 (傷 病 補 償 年 金)

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合 管理者 殿 下記のとおり障害の現状を報告します。 年 月 日 報告者の住所 氏名			
1	年金証書の番号	第	号
2	傷病補償年金の支給開始年月	年	月
3	傷病等級	第	級
4	傷病の状況		
5	日常生活の概要		
6 厚生年金保険等の受給関係	当該障害に関して支給されている年金の種類	支給されている年金の年額	支給されることとなった年月
	<input type="checkbox"/> 厚生年金保険法の障害年金	円	年 月
	<input type="checkbox"/> 国民年金法の障害年金 (障害福祉年金を除く。)	年金証書の記号 番号	所轄年金事務所等
	<input type="checkbox"/> 船員保険法の障害年金		
* <input type="checkbox"/> 支給 <input type="checkbox"/> 支給停止 (免責)			

[注意事項]

- この報告書は、傷病補償年金の受給権者が提出すること。
- 報告者は、*印の欄には記入しないこと。
- 「4 傷病の状況」の欄には、最近1年間について記入すること。
- 「5 日常生活の概要」の欄には、最近1年間について記入すること。また、この間に退職した場合はその年月日、理由等を記入すること。

※

7 医師の証明

(1) 傷病の種類 (傷病名・傷病の部位等)

(2) 傷病の過程及び治療方法の概要

(3) 傷病及び障害の現状

介護補償を受けている者にあつては、以下の項目についても記入してください。
(日常生活の状態)

① 行動能力	<input type="checkbox"/> 終日臥床 <input type="checkbox"/> 自宅、病棟内でのみ行動できる <input type="checkbox"/> 通院 (単独歩行) できる	理由	
② 食 事	<input type="checkbox"/> 全く自由を弁じない <input type="checkbox"/> 他人の介助によってできる <input type="checkbox"/> 支障がない		理由
③ 用 便	<input type="checkbox"/> 全く自由を弁じない <input type="checkbox"/> 他人の介助によってできる <input type="checkbox"/> 支障がない		理由
④ 精神能力	<input type="checkbox"/> 常に他人の嚴重な注意を要する <input type="checkbox"/> 随時他人の注意を要する <input type="checkbox"/> 通院可能であるが就労できない	理由	
⑤ 言語能力	<input type="checkbox"/> 完全な失語あるいは構音機能の喪失 <input type="checkbox"/> 他人との間でようやく意志を通じあうことができる <input type="checkbox"/> 支障がない	理由	

(4) 傷病及び障害の今後の見込み

(報告者の氏名)

については上記とおりであると認めます。

.....

年 月 日

医療機関の { 所在地
 名 称
 医師の氏
 名

別記第 13 号の 2

市 町 村 議 会 議 員 災 害 補 償
障 害 の 現 状 報 告 書 (障 害 補 償 年 金)

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合 管理者 _____ 殿 下記のとおり障害の現状を報告します。 年 月 日 報告者の住所 _____ ふ り が な _____ 氏 名 _____			
1	年金証書の番号	第 _____ 号	
2	治 ゆ 年 月 日	年 _____ 月 _____ 日	
3	障 害 等 級	第 _____ 級	
4	障 害 の 状 況		
5	日常生活の概要		
6 厚生 年金 保険 等 の 受 給 関 係	当該障害に関して支給されている年金の種類	支給されている年金の年額	支給されることとなった年月
	<input type="checkbox"/> 厚生年金保険法の障害年金	円 _____	年 _____ 月 _____
	<input type="checkbox"/> 国民年金法の障害年金 (障害福祉年金を除く。)	年金証書の記号番号	所轄年金事務所等
	<input type="checkbox"/> 船員保険法の障害年金		
* <input type="checkbox"/> 支給 <input type="checkbox"/> 支給停止 (免責)			

[注意事項]

- この報告書は、障害補償年金の受給権者が提出すること。
- 報告者は、*印の欄には記入しないこと。
- 「4 障害の状況」の欄には、最近1年間について記入すること。
- 「5 日常生活の概要」の欄には、最近1年間について記入すること。また、この間に退職した場合はその年月日、理由等を記入すること。

※

7 医師の証明

器質的障害のみの場合は、この欄の記入は必要ありません。ただし、器質的障害のみの場合であっても介護補償を受けている者については、(2)の欄について記入してください。

(1) 障害の種類

(2) 障害の現状

介護補償を受けている者にあつては、以下の項目についても記入してください。
(日常生活の状態)

- | | | | |
|--------|---|----|----|
| ① 行動能力 | <input type="checkbox"/> 終日臥床
<input type="checkbox"/> 自宅、病棟内でのみ行動できる
<input type="checkbox"/> 通院(単独歩行)できる | 理由 | |
| ② 食事 | <input type="checkbox"/> 全く自由を弁じない
<input type="checkbox"/> 他人の介助によってできる
<input type="checkbox"/> 支障がない | | 理由 |
| ③ 用便 | <input type="checkbox"/> 全く自由を弁じない
<input type="checkbox"/> 他人の介助によってできる
<input type="checkbox"/> 支障がない | | 理由 |
| ④ 精神能力 | <input type="checkbox"/> 常に他人の嚴重な注意を要する
<input type="checkbox"/> 随時他人の注意を要する
<input type="checkbox"/> 通院可能であるが就労できない | 理由 | |
| ⑤ 言語能力 | <input type="checkbox"/> 完全な失語あるいは構音機能の喪失
<input type="checkbox"/> 他人との間でようやく意志を通じあうことができる
<input type="checkbox"/> 支障がない | 理由 | |

(3) 障害の今後の見込み

(報告者の氏名)

.....については上記のとおりであると認めます。

年 月 日

医療機関の { 所在地
 { 名称
 { 医師の氏名

別記第 14 号

市 町 村 議 会 議 員 災 害 補 償
遺 族 の 現 状 報 告 書

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合 管理者 _____ 殿 下記のとおり遺族の現状を報告します。 年 月 日 報告者（代表者）の 第 _____ 号 年金証書の番号 住 所 _____ 氏 名 _____						
1 死亡議員の氏名		(死亡年月日 年 月 日)				
2 受給権者およびその計して遺族を 受給権者およそを計して遺族を 受給権者およそを計して遺族を 受給権者およそを計して遺族を 受給権者およそを計して遺族を 受給権者およそを計して遺族を 受給権者およそを計して遺族を	氏名	生年月日	住 所	死亡議員との続柄	障害の有無	
					有 ・ 無	
						有 ・ 無
						有 ・ 無
						有 ・ 無
						有 ・ 無
3 厚生年金保険等の受給関係	当該死亡に関して支給されている年金の種類		支給されている年金の額	支給されることとなった年月		
	<input type="checkbox"/> 厚生年金保険法の遺族年金 <input type="checkbox"/> 国民年金法の <input type="checkbox"/> 母子年金 <input type="checkbox"/> 準母子年金 (母子福祉年金) (準母子福祉年金) (を除く) (を除く) <input type="checkbox"/> 遺児年金 <input type="checkbox"/> 寡婦年金 <input type="checkbox"/> 船員保険法の遺族年金 <input type="checkbox"/> 議員共済年金		円	年 月		
			年金証書の記号番号	所轄年金事務所等		
4 添付する書類その他の資料名						

[注意事項]

- この報告書は、遺族補償年金の受給権者が提出すること。ただし、受給権者が2人以

上ある場合で代表者を選任しているときは、その代表者が代表してこの報告書を提出すれば足りるものであり、他の受給権者は提出する必要はないこと。

2 「障害の有無」項には、該当する箇所を○で囲むこと。

3 この報告書には、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 受給権者及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の戸籍の謄本又は抄本あるいはこれに代わる市区町村長の発行する証明書

(2) 受給権者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族については、その事実を証明することができる書類

(3) 受給権者及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族のうち、障害の状態にある者については、その障害の状態に関する診断書

別記第 15 号

市 町 村 議 会 議 員 災 害 補 償
遺 族 補 償 年 金 支 給 停 止 申 請 書

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合		申請年月日 年 月 日	
管理者 殿		申請者の年金 証書の番号 第 号	
下記の所在不明者に係る遺族補償年金の 支給停止を申請します。		住 所	
		氏 名	
		生 年 月 日 年 月 日	
		所在不明者 との続柄	
1 所在不明者	年金証書の番号 第 号		
	氏 名		
	最 後 の 住 所		
	所在不明となった 年 月 日 年 月 日		
	所在不明の事由		
2 申請者の 同順位者	氏 名	住 所	年金証書の 番 号
3	添付する書類その 他の資料名		
※ 受 理	年 月 日	※ 決定内容	年 月分から停止
※ 決 定	年 月 日		

別記第 16 号

市 町 村 議 会 議 員 災 害 補 償
遺族補償年金支給停止解除申請書

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合 管理者 殿 下記のとおり遺族補償年金の支給停止の解除を申請します。		申請年月日 年 月 日	
		申請者の年金 証書の番号 第 号 住 所 氏 名 生 年 月 日	
支給停止となった年月		年 月	
※ 受 理	年 月 日	※ 決 定 内 容	年 月分から解除
※ 決 定	年 月 日		

別記第 17 号及び別記第 18 号 削除

別記第 19 号

災 害 補

通 知 年 月 日		年 月 日		生 の 状 況	災害発生時の従事 職務・認定理由等
被 災 議 員 に 関 す る 事 項	ふ り が な 氏 名				<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	生 年 月 日	年 月 日		生 (歳)	傷 病 等 級 該 当 年 月 日
	住 所				治 ゆ 年 月 日
	構 成 団 体 名				死 亡 年 月 日
	所 属 委 員 会 名				補 償 基 礎 額
	退 職 年 月 日	年 月 日			故 意 の 犯 罪 行 為 等 に よ る 制 限 の 有 無 及 び 制 限 期 間
	災 害 発 生 の 日 時	年 月 日 (曜)		午 前 後 時 分 ごろ	傷 病 補 償 年 金
災 害 発 生	災 害 発 生 の 場 所	<input type="checkbox"/> 施設外 <input type="checkbox"/> 施設内		障 害 補 償	<input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他
	事 故 の 態 様	<input type="checkbox"/> 事故 { <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> そ の 他 } <input type="checkbox"/> その他			

償 記 録 簿

	遺族	<input type="checkbox"/> 遺族補償年金 <input type="checkbox"/> 遺族補償一時金		
		<input type="checkbox"/> 年金額 円 <input type="checkbox"/> 条例附則第3条の一時金額 円 (年金支給停止期間 年 月から 年 月まで) <input type="checkbox"/> 一時金額 円		
年 月 日	補償	年 月 日 支給決定 支 払		
年 月 日		受給権者	氏 名 死亡議員との続柄又は関係	
年 月 日				
金額 円 日決定 年 月				
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
年 月 日から 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 休業補償 <input type="checkbox"/> 傷病補償年金 <input type="checkbox"/> 障害補償	葬祭補償	金額 円		
第 級 号		年 月 日 支 払		
年金額 円	第三者加害行為	<input type="checkbox"/> 同僚加害 <input type="checkbox"/> 同僚加害以外 <input type="checkbox"/> 自動車事故 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 免責 <input type="checkbox"/> 求償 <input type="checkbox"/> 一部補償		
年 月 日 支給決定		条例附則第5条による調整関係 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険法の障害年金 <input type="checkbox"/> 国民年金法の障害年金（障害福祉年金を除く。） <input type="checkbox"/> 船員保険法の障害年金	葬祭を行った者の氏名及び死亡議員との続柄又は関係	
<input type="checkbox"/> 障害補償年金 <input type="checkbox"/> 障害補償一時金			支給されている年金の年額 円	
第 級 号 <input type="checkbox"/> 準用 <input type="checkbox"/> 併合繰上げ <input type="checkbox"/> 加重	支給開始年月 年 月			
<input type="checkbox"/> 年金額 円 <input type="checkbox"/> 一時金額 円	年金証書の記号番号 第 号			
年 月 日 支給決定 支 払	備考	所轄年金事務所等		

災害補償記録簿

(裏)
2号紙 (表)
2号紙 (裏)

療 養 補 償				休 業 補 償						介 護 補 償				
支 払 年 月 日	診 療 期 間	診 療 実 日 数	支 払 金 額	支 払 年 月 日	診 療 期 間	休 業 実 日 数	補 償 基 礎 額	支 払 金 額	備 考	支 払 年 月 日	支 給 に 係 る 月	常 時、 随 時 の 別	支 払 金 額	備 考
年 月 日	自 至	日	円	年 月 日	自 至	日	円	円		年 月 日	自 至		円	
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
累 計				累 計						累 計				

災害補償記録簿3号紙 第三者加害求償

災害発生年度		年度					
被災 議員	氏名			加 害 者 等	住所		
	構成団体名				氏名		
	災害の種類等	<input type="checkbox"/> 負傷	<input type="checkbox"/> 疾病		<input type="checkbox"/> 死亡	<input type="checkbox"/> 障害	年 月 日発生
加害の状況			住所				示 談
			氏名				
			住所				
			氏名				
			住所				
			氏名				
			交渉状況等				
過失割合		(被) : (加)					
自 賠 責 保 険 等	加害者	契約先		備 考			
		証明書番号 号					
	被害者	契約先					
		証明書番号 号					

災害発生年度		年度		職名		福祉事業記録簿	
申請者の氏名等	年 月 日生	被災議員との続柄	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 遺族	治癒年月日	年 月 日	障害補償 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 (第 級)	
申請者の住所				申請者が遺族の場合被災議員の死亡年月日	年 月 日		
種類	実施内容			支払金額	支払年月日	備考	
				円	年 月 日		
外科後処置					・ ・		
補装具					・ ・		
リハビリテーション					・ ・		
アフターケア					・ ・		
休業援護金					・ ・		
在宅介護を行う介護人の派遣					・ ・		
介護用機器					・ ・		
奨学援護金					・ ・		
就労保育援護金					・ ・		
傷病特別支給金					・ ・		
障害特別支給金					・ ・		
遺族特別支給金					・ ・		
障害特別援護金					・ ・		
遺族特別援護金					・ ・		
傷病特別給付金					・ ・		
障害特別給付金					・ ・		
遺族特別給付金					・ ・		
障害差額特別給付金					・ ・		
長期家族介護者援護金					・ ・		
振込先金融機関名	銀行			支店			
口座番号							

別記第 20 号

傷病補償年金記録簿

受給権者の氏名		年金証書の番号 第 号		故意の犯罪行為等による 制限の有無及び制限期間		<input type="checkbox"/> 有 年 月 日から <input type="checkbox"/> 無 年 月 日まで			
受給権者の住所				条例 附則 第 5 条 による 調整 関係	<input type="checkbox"/> 厚生年金保険法の障害年金 <input type="checkbox"/> 国民年金法の障害年金（障害福祉年金を除く。） <input type="checkbox"/> 船員保険法の障害年金				
傷病等級	第 級（ 年 月 日決定）		支給されている年金の年額			円			
	第 級（ 年 月 日決定）		支給開始年月			年 月			
	第 級（ 年 月 日決定）		年金証書の記号番号			第 号			
支給開始年月		年 月			所轄年金事務所等				
傷病の名称、部位及びその状態									
傷病補償年金の年額	支給年月	補償額	条例第 7 条の 2 による年金額	条例附則第 5 条による調整又は制限後の年金額	傷病補償年金の年額	支給年月	補償額	条例第 7 条の 2 による年金額	条例附則第 5 条による調整又は制限後の年金額
	年 月から	円	円	円		年 月から	円	円	円
	年 月から					年 月から			
	年 月から					年 月から			
	年 月から					年 月から			
振込先金融機関名		銀行 支店		備考					

	・	・				・	・		
	・	・			累	計			

障 害 補 償 年 金 記 録 簿

受給権者の氏名				年金証書の番号 第 号	故意の犯罪行為等による 制限の有無及び制限期間	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	年 月 日から 年 月 日まで		
受給権者の住所					条例 附則 第5条 による 調整 関係	<input type="checkbox"/> 厚生年金保険法の障害年金 <input type="checkbox"/> 国民年金法の障害年金（障害福祉年金を除く。） <input type="checkbox"/> 船員保険法の障害年金			
障 害 等 級	第 級（ 年 月 日決定）					支給されている年金の年額			
	第 級（ 年 月 日決定）					円			
	第 級（ 年 月 日決定）					支給開始年月			
支給開始年月		年 月				年 月			
障害の部位及びその程度					年金証書の記号番号		第 号		
					所轄年金事務所等				
障 害 補 償 年 金 の 年 額	支 給 年 月	補 基 礎 償 額	条例第8条に よる年金額	条例附則第5条 による調整又は 制限後の年金額	障 害 補 償 年 金 の 年 額	支 給 年 月	補 基 礎 償 額	条例第8条に よる年金額	条例附則第5条 による調整又は 制限後の年金額
	年 月から	円	円	円	年 月から	円	円	円	
	年 月から				年 月から				
	年 月から				年 月から				
	年 月から				年 月から				
振込先金融機関名		銀行 支店		備 考					

	・	・				・	・		
	・	・			累	計			

遺族補償年金記録簿

遺族補償年金受給資格者	氏名	生年月日	住所		死亡議員との続柄	受給資格に変動を生じた年月日	その事由	年金証書の番号	<input type="checkbox"/> 厚生年金保険法の遺族年金 <input type="checkbox"/> 国民年金法の <input type="checkbox"/> 母子年金（母子福祉年金を除く。） <input type="checkbox"/> 準母子年金（準母子福祉年金を除く。） <input type="checkbox"/> 遺児年金 <input type="checkbox"/> 寡婦年金 <input type="checkbox"/> 船員保険法の遺族年金		
						年 月 日		第 号			
						・	・	第 号			
						・	・	第 号			
						・	・	第 号			
						・	・	第 号			
						・	・	第 号			
遺族補償年金の年額	支給年月	補償基礎額	乗ずべき数	条例第11条による年金額	条例附則第5条による調整後の年金額	遺族補償年金の年額	支給年月	補償基礎額	乗ずべき数	条例第11条による年金額	条例附則第5条による調整後の年金額
	年 月から	円		円	円		年 月から	円		円	円
	年 月から						年 月から				
	年 月から						年 月から				
	年 月から						年 月から				
	年 月から						年 月から				
	年 月から						年 月から				

	• •				• •		
	• •			累	計		

参考

公務災害発生報告書（条例第2条第1項）

年 月 日

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合

管理者 ○ ○ ○ ○ 殿

団体議会議長

○ ○ ○ ○ 印

このたび、下記の通り、公務と認められる災害が発生しましたので、
公務災害補償等条例第2条第1項の規定により通知します。

記

被災議員名	ふりがな 氏名 明 大 昭 年 月 日生 男・女	日常の健康状態
	住所	
災害発生場所		
年 月 日 時 分災害発生		

災害発生の原因および状況 _____

災害 が 第 三 者 の 行 為 に よ る 場 合	第 三 者	氏 名	職業資産状況
		年 月 日生 男・女	
		住 所	
	同 上 の 事 業 主	名 称	事業内容資産状況
		所在地	
		代表者	
事故発生の責任の度合（法令違反等の事実があれば具体的に記入）			
損害賠償責任について（示談交渉の経過、示談金等具体的に記入）			
自動車損害賠償保障法について （保険会社名、証書記号番号、保険金請求の有無等を記入）			

災害発生現場見取図

現認者または聴取者の所見

現 認
者の氏名
聴 取

医 師 の 意 見	傷病名および傷病の程度 _____

見	<p style="text-align: center;">見込日数</p> <p style="text-align: center;">年 月 日初診 (療養 日) (入院 日) (休業 日)</p>
	医師の住所氏名